平成２９年（フ）第３４５号
大分市大字廻栖野2091番地
債務者　利光　政彦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
宮崎県延岡市若葉町１丁目108番地217　若葉コーポラス　102
債務者　川崎由美子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５４号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘３丁目２番地
債務者　古賀由紀子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１００号
岩手県花巻市上根子法領115－２　社員寮Ｂ棟201号、住民票上の住所青森県十和田市元町西２丁目13番53号
債務者　山田　真弘
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６７４号
兵庫県尼崎市七松町３丁目22番７－202号
債務者　山本　健介
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番３号　酒井マンション302、前住所兵庫県尼崎市常光寺１丁目26番26―404号
債務者　林　　正紀
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野1406番地１、旧住所高知県宿毛市小筑紫町伊与野1434番地２
債務者　栗生　昌彦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２６８号
神戸市西区玉津町新方532番地　リバーサイド小西１－201号、前住所神戸市西区森友５丁目33番地　㈱山将内
債務者　松岡真理子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９７７号
神戸市長田区大日丘町１丁目７番２－101号
債務者　豊田　サチ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８１号
神戸市灘区船寺通４丁目６番13―302号
債務者　河上佳代子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２号
富山県高岡市下麻生伸町5466番地12
債務者　川尻　里美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１３７９号
名古屋市西区菊井２丁目２番１号　コーポジョイフル２Ｂ号、従前の住所福島県いわき市小名浜上神白字館下87―12
債務者　坂本　　順
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２４号
名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１　千音寺荘Ｔ－４棟205号
債務者　浅田　夏美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８７号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の４　レインボー第４半田406号
債務者　山田　和直
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４２号
愛知県春日井市上条町４丁目144番地　グラン・クリュ402号
債務者　浩養園こと西本**聖熙**こと　李　　聖熙
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０５号
神奈川県厚木市妻田北３丁目14番45号　コーポ本厚木Ｂ102
債務者　今井　哲也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６５号
神奈川県小田原市早川１丁目３番地の10　シーサイドハイツ早川301
債務者　和田　正久
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部